○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字添田字林苅野ヨリ山伏谷迄三三二の三四・三三二の三五・三三二の三七・三三二の四三・三三二の七〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地柚木字重ケ六二五の一、六二五の一四、六二五の一六、六二五の四〇、六二五の四三、六二五の四六から六二五の四八まで、六二五の七四、六二五の七五、六二五の八〇、岩国市多田字古市山四九、五〇、七九、字堂附八四、八六、九〇、九一、九三から九六まで、九八、一〇一、一〇四、錦町広瀬字白井上ケ原一四五三の一、字挽固屋一四五四の五五、字島の谷一四五六の三

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩国市多田字堂附七一、七二の一、七二の二、七三、一二九一、錦町字佐字櫛ケ谷一〇九八から一一〇〇まで、字櫛の谷一一〇八、錦町広瀬字島の谷一四五六の三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県穴粟市一宮町福野字カキミ五三九、字ムマジ五三八の二、字東ヨコズミ三五の二、三六の一、三七の四、三七の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び穴粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十三号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　登録認証機関の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社

二　変更しようとする事務所の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社　システム認証事業本部

三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル2F	神奈川県横浜市中区日本大通18番地KRCビル8F

○国土交通省告示第八百四十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する。（平成二十九年十月五日から同月二十二日までの毎日午前十時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十九年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

愛知県蒲郡市ヨットハーバー西防波堤突端、北緯三十四度四十五分十六秒東経百三十七度十三分四十九秒の地点、北緯三十四度四十四分三十八秒東経百三十七度十四分四十秒の地点、北緯三十四度四十五分十二秒東経百三十七度十七分零秒の地点、北緯三十四度四十五分三十秒東経百三十七度十七分四十八秒の地点及び北緯三十四度四十六分四十四秒東経百三十七度十八分三十一秒の地点を順次に結んだ線、北緯三十四度四十七分三十四秒東経百三十七度十八分十三秒の地点から豊川市御津防波堤突端まで引いた線、豊川市西外防波堤突端から北緯三十四度四十八分二十二秒東経百三十七度十七分四十秒の地点まで引いた線並びに陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第八百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇土川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市狩尾

字日下　一八三六番二六　一号から三号まで、五号から七号まで、十号及び十一号

一八三六番三三　四号

一八三六番二五　八号及び九号

○国土交通省告示第八百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一里山川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市狩尾

字日下　一八三六番五三　一号から五号まで

一八三六番三八　六号及び七号

○国土交通省告示第八百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一